

重度福祉医療費受給者証の更新手続きの案内

更新期限
9月30日（火）

重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は、9月末に有効期限を迎えます。更新手続きが必要な人には、9月上旬までに通知しますので、同封の申請書に必要事項を記載のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課で手続きをお願いします。

所得制限があるため、助成対象者本人・配偶者及び扶養義務者（※）に一定以上の所得がある場合は助成対象となりません。このため、9月まで福祉医療費の助成が受けられた場合でも、10月から来年9月まで助成を受けられないことがあります。

更新の通知が届かない人で対象になると思われる人は、社会福祉課または各振興事務所へお問い合わせください。

※扶養義務者…原則同一世帯の中で最も所得が高い人

名 称	対象者	更新期限	所得制限	助成内容
重度心身障害者医療費助成	●身体障害者手帳の障害の級が1級～3級の人 ●療育手帳A、A1、A2、B1の人 ●戦傷病者手帳の交付者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の級が4級である人 ●精神障害者保健福祉手帳の障害の級が1級または2級の人	9月30日（火）	有	医療保険適用分全額助成

☎ 健康福祉部社会福祉課 67-1811

困ったら 一人で悩まず 行政相談

～9月1日から10月31日は「行政相談月間」です～

行政相談は、国などの行政機関に関する相談、要望等を行政相談委員が伺い、改善に向けて関係機関との調整を行う相談窓口です。郡上市では、電話または面談により相談を承りますので、秘書広報課または各振興事務所へお申し込みください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



行政相談のマスコット
「キクーン」

こんな時にご相談ください！

例えば・・・

- ・河川の清掃・管理をしっかりしてほしい
- ・公的機関の説明に納得できない
- ・介護等福祉のサービスが受けられなくて困っている など

【電話相談】 随時、予約を承ります

【相談所開設】 偶数月の第4金曜日 郡上市総合文化センター
奇数月の第2水曜日 白鳥ふれあい創造館
いずれも13時から15時

【巡回相談所】 行政相談月間に合わせ、啓発活動及び巡回相談所を開設します。

☎ 10月4日（土）10時～12時

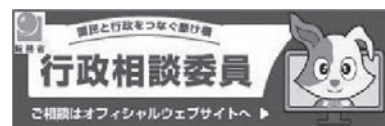
📍 円空のふるさと美並秋まつり会場（日本まん真ん中センター）



開設日

～郡上市の行政相談委員を紹介します～

尾藤康春さん 岩尾尚人さん 石田紀美江さん
 すがわ ぐみこ まつし しのじ かみむら きみえ
 巢河久美子さん 松井伸次さん 上村喜美江さん



行政相談委員オフィシャルサイト（総務省）



☎ 市長公室秘書広報課 67-1147